

「傷病手当金、出産育児一時金、任意継続被保険者制度」の取扱変更

2022年1月の健康保険法改正により、次のとおり取扱いが変わります。

○変更内容

1. 「傷病手当金」の支給期間の通算化

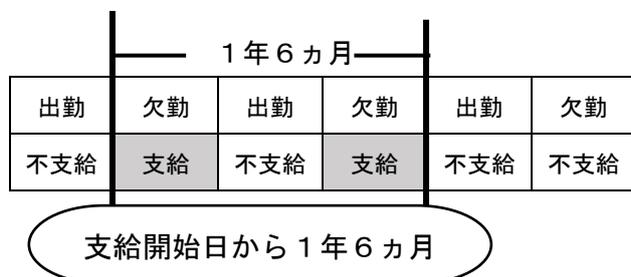
(1) 制度の概要

- ・「傷病手当金」は、被保険者が業務外の病気やケガで療養のため労務に服することができないとき、その労務に服することができなくなった日から起算して3日経過した日から労務に服することができない期間に、給付が受けられる制度。
- ・支給期間は、支給開始日から起算して1年6ヵ月を超えない期間。

(2) 改正内容

- ・改正前：一時的に就労して給付を受けない期間を1年6ヵ月の間に含める。
 - ・改正後：一時的に就労して給付を受けない期間を1年6ヵ月の間に含めない。
- ※出勤に伴って給付を受けない期間がある場合、その期間を延長して給付されるよう、支給期間が通算化される。

【改正前】



【改正後】



(3) 適用時期

- ・傷病手当金が2022年1月1日以降に給付が開始される場合に適用。

※経過措置

2020年7月2日以降に支給開始した傷病手当金から適用。

(支給開始日から起算して適用時期までに1年6ヵ月を経過していないため)

(4) 使用帳票

- ・「傷病手当金支給申請書」(変更なし)

2. 「出産育児一時金」の支給額の見直し

(1) 制度の概要

- ・「出産育児一時金」は、被保険者または被扶養者が出産したときに健保組合より一時金が受けられる制度。
- ・一時金には産科医療補償制度の掛金が含まれる。

(2) 改正内容

海外出産等、産科医療補償制度対象外となる場合の一時金額が改正される。

- ・ 改正前：40.4万円
- ・ 改正後：40.8万円

※産科医療補償制度対象となる通常分娩は一時金に変更はなし（42万円）。

(3) 適用時期

- ・ 2022年1月1日以降の出産に適用。

(4) 使用帳票

- ・ 「出産育児一時金支給申請書」（変更なし）

3. 「任意継続被保険者制度」の見直し

(1) 制度の概要

- ・ 「任意継続被保険者制度」は2か月以上健保組合の被保険者であった人が希望すれば最大2年間引き続き当健保組合に加入できる制度。

(2) 改正内容

- ・ 喪失事由は「期間満了、就職、未納、死亡等」に限られていましたが、「本人の申し出による資格喪失」が追加され、国民健康保険への加入、家族の扶養等に入るなどが可能。

- ・ 資格喪失日は申出書が受理された日(注)の属する月の翌月1日。

(注) 受理された日とは組合に申出書が到着した日。

※郵便事情や年末、土日祝日等の非営業日には受理できません。申出書の発送翌月1日が資格喪失日になるとは限りません。

※申出後に取り消しはできません。

※健康保険被保険者証は資格喪失日以降に、健保組合へ返却してください。

(3) 適用時期

- ・ 2022年1月以降の申出から適用。

※申請書が1月5日に受理された場合、喪失日は2月1日となります。

(4) 使用帳票

- ・ 「健康保険 任意継続被保険者 資格喪失申出書」（変更あり）

以上
